

糸島市企業等立地促進条例

平成22年1月1日

条例第130号

改正 平成25年12月18日条例第37号

(目的)

第1条 この条例は、市内における企業等の立地を促進するために必要な措置を講じることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 営利を目的として事業を行う法人又は個人をいう。
- (2) 事業所 事業者がその事業の用に直接供するために設置する事務所、工場、研究所等の施設をいう。
- (3) 新設 市内に事業所を有しない事業者が、市内に新たに事業所を設置すること又は市内に事業所を有する事業者が、現に行っている事業と異なる事業を行うための事業所を市内の他の場所に設置することをいう。
- (4) 増設 市内に事業所を有する事業者が、既存の事業所を拡張し、又は現に行っている事業と同一の事業を行うための事業所を市内の他の場所に設置することをいう。
- (5) 移設 市内に事業所を有する事業者が、既存の事業所を廃止し、新たに市内の他の場所に事業所を設置することをいう。
- (6) 新設等 市内における事業所の新設、増設又は移設をいう。
- (7) 指定地域 本市の産業の振興において特に重要であると市長が指定する地域をいう。
- (8) 投下資本総額 事業者が新設等に伴い、土地、家屋及び償却資産(以下「固定資産」という。)を新たに取得するために要した費用の総額(土地については、新設等に係る事業を操業した日(以下「操業日」という。)の前3年以内に取得したものに限り)をいう。
- (9) 常時雇用従業員 事業者が自己の事業に直接関わる業務を行うために雇用する者であって、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者であるものをいう。
- (10) 新規雇用従業員 事業者が操業日の前後3月以内に、雇用契約に基づき新たに雇用し、引き続き1年以上継続して雇用している常時雇用従業員(当該契約の日後1年以上継続して市内に住所を有する者に限り)をいう。

(便宜の供与)

第3条 市長は、新設等を行う事業者に対して、次に掲げる便宜の供与を行うことができ

る。

- (1) 用地のあっせんに関する事。
- (2) 用地又は公共関連施設の整備に関する事。
- (3) 情報の提供に関する事。
- (4) 産学連携に関する事。
- (5) その他市長が必要と認める事。

(奨励措置)

第4条 市長は、新設等を行う事業者に対して、次に掲げる奨励措置を行うことができる。

- (1) 固定資産税の課税免除 新設等に係る固定資産に対して課税する固定資産税について、糸島市税条例(平成22年糸島市条例第59号)の規定にかかわらず、操業日の属する年度の翌年度(操業日が1月2日から3月31日までの場合は、翌々年度)以後3年度分は100分の100を、その後2年度分は100分の50を課税免除とする。
- (2) 雇用奨励金の交付 新規雇用従業員数に20万円を乗じて得た額を予算の範囲内において交付する。ただし、交付は1回限りとし、1,000万円を限度とする。

(奨励措置の要件)

第5条 前条の奨励措置の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 指定地域内における新設等である事。
- (2) 製造業その他の規則で定める業種である事。
- (3) 投下資本総額が3,000万円以上である事。
- (4) 常時雇用従業員が5人以上である事。
- (5) 市税、本市に関する使用料等を滞納していない事。
- (6) 重大な法令違反がない事。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)でない事。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない事。
- (9) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でない事。

(平25条例37・一部改正)

(認定)

第6条 第4条の奨励措置を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、市長の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の認定に必要な条件を付すことができる。

(責務)

第7条 前条第1項の規定により認定を受けた事業者(以下「適用事業者」という。)が、新たに従業員を雇用しようとするときは、市内に住所を有する者を雇用するよう努めな

なければならない。

2 適用事業者は、地域社会の一員として、地域に貢献するよう努めなければならない。

3 適用事業者は、糸島市環境基本条例（平成22年糸島市条例第113号）の趣旨を尊重し、市長と環境保全協定を締結するよう努めなければならない。

（変更）

第8条 適用事業者は、第6条第1項の認定を受ける際に申請した内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

（承継）

第9条 相続、譲渡その他の事由により適用事業者の事業を承継した者は、当該適用事業者の認定に係る事業を継続する場合に限り、規則で定めるところにより、市長の承認を受けて、適用事業者の地位を承継することができる。

（廃止等）

第10条 適用事業者は、操業を休止し、又は廃止するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（取消し等）

第11条 市長は、適用事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消し、適用事業者に対し、課税免除した固定資産税を賦課し、又は既に交付した雇用奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 第5条の奨励措置の要件を欠いたとき。

(2) 事業を休止若しくは廃止したとき、又はその状態にあるとき。

(3) 偽りその他不正の手段により、奨励措置を受け、又は受けようとしたとき。

(4) 社会的な信用を著しく損なう行為を行ったとき。

（報告等）

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、適用事業者に対し、報告を求め、書類を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例は、施行日以後の申請に係る企業等立地促進について適用し、同日前の申請に係る企業等立地促進については、なお合併前の前原市企業等立地促進条例（平成17年前原市条例第3号）、二丈町工場等設置奨励に関する条例（昭和63年二丈町条例第15号）又は志摩町企業立地促進条例（平成20年志摩町条例第3号）（次項においてこれらを「合併前の条例」という。）の例による。

3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年12月18日条例第37号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。